

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」 (平成24年11月15日閣議決定)の概要

内閣府地域主権戦略室

1 趣旨

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の閣議決定に併せて、本閣議決定にて、移譲対象出先機関で現に実施されている個別の事務・権限の移譲等の取扱い、今後の検討スケジュール等を示す。

2 主な内容

(1) 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の長が法令による委任を受け又は通達等に基づき実施している約3,000条項の事務・権限の取扱い(個別の法律(187本)に規定されたもの)

① 移譲の対象とするもの：

70法律に規定された事務・権限

② 原則移譲の対象とする方向で期限(※)を切って引き続き検討するもの：

142法律(①との重複25法律あり)に規定された事務・権限

※「半年後を目途にできる限り早期に結論」を出す。

(2) 法令で個別に規定されていない事務・権限のうち、移譲の対象となった事務等に関連するものの取扱い

特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することとする。